

## 御嵩町介護資格取得支援事業等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、御嵩町内で介護サービス事業を運営する法人が、当該法人に勤務している職員に対し、介護福祉士又は介護支援専門員の資格（以下「介護資格」という。）の取得に要する経費を支出した場合に、町が予算の範囲内において補助金を交付することについて、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 御嵩町内の別表1に掲げる介護サービスを行っている事業所（以下「介護サービス事業所」という。）を経営している法人であること。
  - (2) 個人の町民税（前号に掲げる法人が御嵩町町税条例第32条の3各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の滞納がないこと。
  - (3) 介護サービス事業所に勤務している職員が、申請年度に介護福祉士又は介護支援専門員の登録を受けていること。
  - (4) 前号に掲げる職員が介護資格を登録してから2年間は、当該職員を同事業所に配置すること。ただし、当該登録をした職員が退職等の理由により異動した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる者は補助対象としない。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。ただし、介護サービス事業所に勤務し、申請年度に介護福祉士又は介護支援専門員の登録をした職員であって、施設長及び管理者を除いた職員が事業を実施した場合に限る。

- (1) 介護福祉士実務者研修及び介護福祉士国家試験
- (2) 介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修

### (補助金の額等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額の合計とし、千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、同表に定める補助限度額を超える場合にあっては、当該限度額を用いて算定するものとする。
- 3 消費税及び地方消費税相当額、国及び県等からの補助金等は、補助対象経費から除く。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御嵩町介護資格取得支援事業等補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、同一年度内における補助限度額は1事業者につき10万円までとする。

- (1) 研修又は試験に係る費用を支払ったことがわかる書類
- (2) 介護福祉士の登録証又は介護支援専門員証
- (3) 職員配置図
- (4) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書類の審査を行い、補助金交付の可否及びそ

の金額を決定し、御嵩町資格取得支援事業等補助金交付決定（不交付）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条の規定に基づき申請者が行う実績報告は、第5条に規定する補助金の申請をもってこれに代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 規則第12条の規定に基づき町長が行う補助金の額の確定は、第6条に規定する補助金の交付をもってこれに代えるものとする。

2 町長は、前項の規定による額の確定をしたときは、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次に掲げる要件に該当する場合、補助金の全額の返還を請求するものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

（1）虚偽の申請等をした場合

（2）第10条に規定する立入検査等に応じなかった場合

（立入検査等）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に資料の提出を求め、又は立入検査を行い、指示することができる。

（書類の整備等）

第11条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

補助対象となる 介護サービス	居宅介護支援、訪問介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、養護老人ホーム
-------------------	---

別表2（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
受講料（テキスト代を含む。）及び受験手数料	1/2	1事業者当たり 10万円